

令和 8 年 6 月 1 日

マージン率等に係る情報提供



労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供致します。

(対象期間：令和 6 年 8 月～令和 7 年 7 月)

記

1、令和 8 年 6 月 1 日付派遣労働者数

55 人

2、令和 7 年 7 月期 派遣先事業所数

11 件

3、令和 7 年 7 月期 労働者派遣事業に関する料金の平均額（1 日当たり 8 時間計算）

56,188 円

4、令和 7 年 7 月期 派遣労働者の賃金の額の平均額（1 日当たり 8 時間計算）

26,336 円

5、労働者派遣事業のマージン率及びマージンに含まれる費用

53.13%

- (1) 福利厚生費（定期健康診断・社員旅行・トレーニングルーム・保養所等）
- (2) 法定福利費（社会保険料・労働保険料等）
- (3) 教育研修費（教育訓練費用・ソフトウェア利用料等）
- (4) 会社運営費（事務所賃料・水道光熱費・備品購入費等）
- (5) 営業利益

6、派遣労働者のキャリア形成支援に制度に関する事項

(1) キャリアコンサルティング相談窓口 派遣元責任者 TEL045-650-6650

(2) 教育訓練内容 階層別研修（新入社員研修・中堅社員研修）

職能別研修（技術教育）

訓練内容	対象者	方法	主体	費用負担	賃金支給	1人当たり 平均実施時間
新入社員研修	新入社員	OFF-JT	弊社	無償	有給	24 時間
中堅社員研修	入社 5 年目以上	OFF-JT	弊社	無償	有給	8 時間
技術教育	全社員	OFF-JT	弊社	無償	有給	8 時間

7、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無

有り

無し

(1) 当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲

全派遣労働者

(2) 当該労使協定の有効期間の終期

令和 9 年 3 月 31 日

8、その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

以上